

大阪公立大学における教職課程の内部質保証に関する方針

2023年8月1日
教職課程委員会

1 趣旨

本方針は、「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」（以下、「内部質保証方針」という。）に基づき、教職課程を担当する推進責任者（以下、「推進責任者」という。）が実施する内部質保証に関し、必要な事項を定める。

2 自己点検・評価の実施

推進責任者は、教職課程委員会において、教職課程に関する内部質保証を推進するため、「大阪公立大学大学評価基本方針」（以下、「評価基本方針」という。）及び「大阪公立大学自己点検・評価実施要項」（以下、「自己点検実施要項」という。）に基づき、概ね3年ごとに自己点検・評価を行う（内部質保証方針の4（1））。また、その前提として、内部質保証方針の4（2）に基づき、教職課程の状況について恒常的かつ継続的に点検・評価を実施する。

3 実施体制

教職課程の自己点検・評価は、大学全体としての自己点検・評価にあわせて概ね3年ごとに実施する。また、実施にあたっては教職課程委員会が中心的な役割を担い、課程認定を有する各学科・学類等及び教職センターと連携して実施する。

4 点検・評価の項目

内部質保証の推進のため恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- (1) 教育理念・学修目標を達成するための計画の策定状況
- (2) 授業科目・教育課程の編成及び実施状況
- (3) 学修成果の把握・可視化
- (4) 教職員の配置状況
- (5) 情報公表の状況
- (6) 教職指導の実施状況
- (7) 関係機関等との連携の状況
- (8) 上記のほか、教職課程委員会が必要と認めた事項を点検・評価の項目として加えることができる。

5 点検・評価の実施方法

推進責任者は、全学的に実施する学生調査及びアンケートを活用するほか、必要に応じて関係者（学生、卒業生・修了生等）から教職課程に関する意見を聴取するものとする。あわせて、法人評価、教員活動点検・評価等の学内の他の評価及び第三者評価の結果を自己点検・評価及びその前提として恒常的かつ継続的に実施する点検・評価に活用する。

6 点検・評価基準

恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の基準は、次のとおりとする。

- (1) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画が具体的かつ明確な形で設定されていること。
- (2) 複数の教職課程間における授業科目の共通開設及び教職実践演習・教育実習などの全学的な教育課程の編成・実施が適切に行われていること。
- (3) 教員の養成の目標の達成状況(学修成果)を明らかにするための情報が適切に設定され、活用できていること。
- (4) 教職課程認定基準で定められた必要専任教員数を充足していること。
教職課程を適切に実施するために必要な職員数を配置していること。
- (5) 法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行われていること。
- (6) 学生に対する履修指導が適切に行われていること。
- (7) 教育委員会や教育実習等を実施する学校と連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげられていること。

7 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 恒常的かつ継続的な点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合、評価基本方針及び「大阪公立大学大学評価による改善に係る基本方針」に基づき、推進責任者は、その措置について検討を行い、改善方策及びスケジュールを策定する。策定した改善方策等を大阪公立大学大学評価委員会(以下、「大学評価委員会」という。)に報告する。
- (2) 推進責任者は、大阪公立大学内部質保証会議より要請を受けた改善計画を実施し、大学評価委員会に改善の実施状況を報告する。

8 自己点検・評価報告書の公表

自己点検・評価報告書は、原則として3年毎に評価結果を教職課程委員会が報告書として取り纏め、大学ウェブサイトで公表することとする。

附 則

この基本方針は、2023年8月1日より施行する。